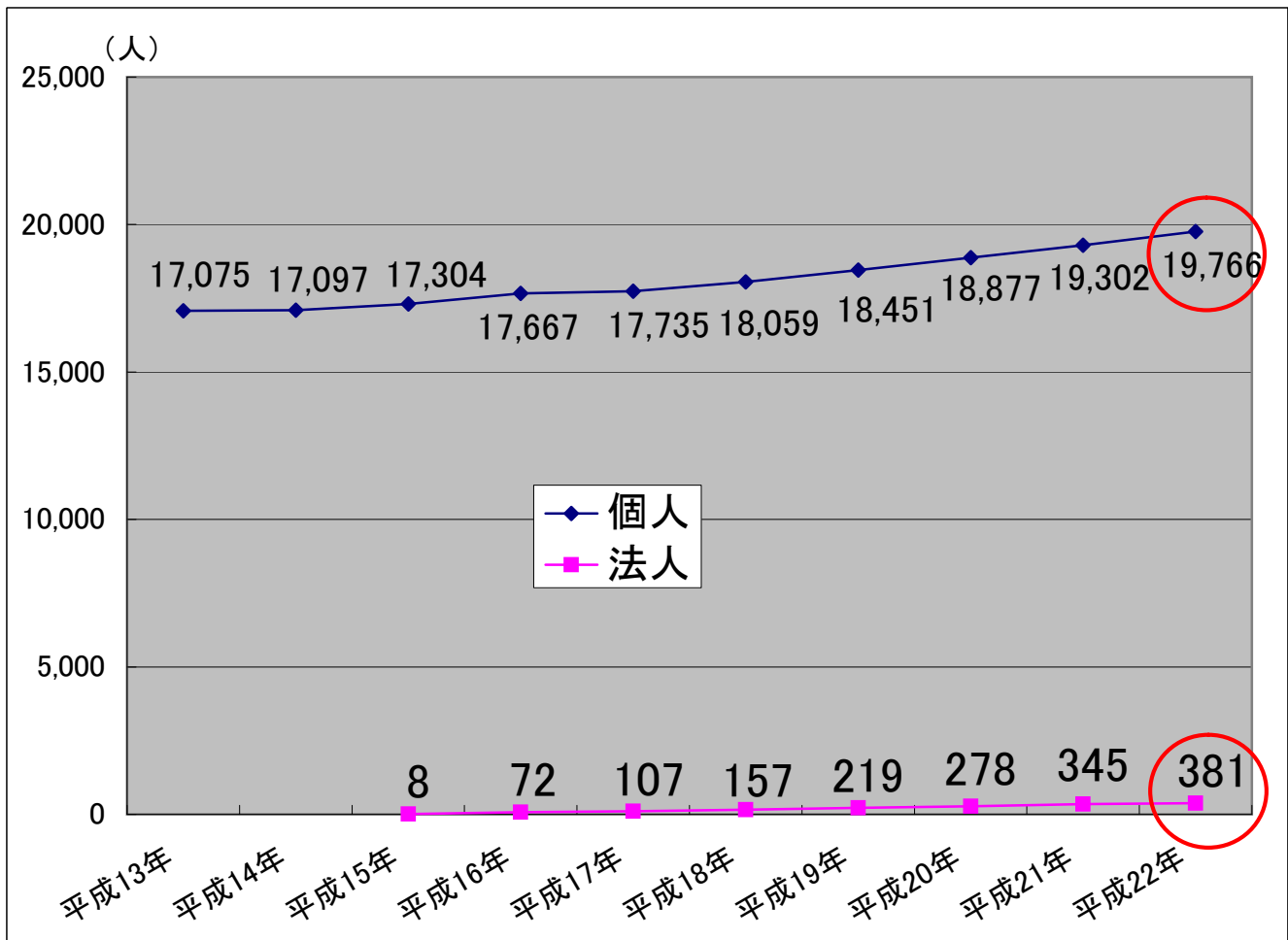


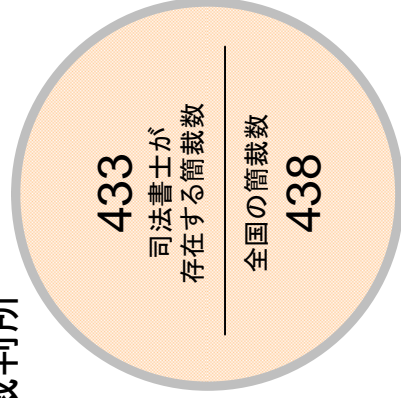
司法書士会員数の推移(過去10年間)



年度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
個人	17,075	17,097	17,304	17,667	17,735	18,059	18,451	18,877	19,302	19,766
法人			8	72	107	157	219	278	345	381

司法書士・弁護士 カバー率

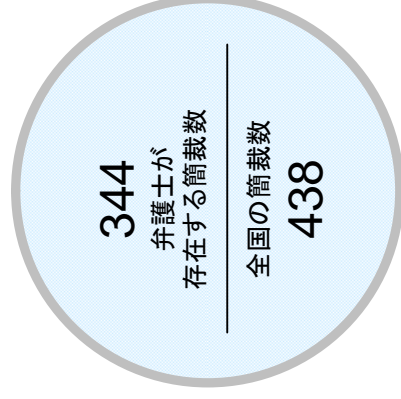
簡易裁判所 単位



カバー率 **約98.9%**

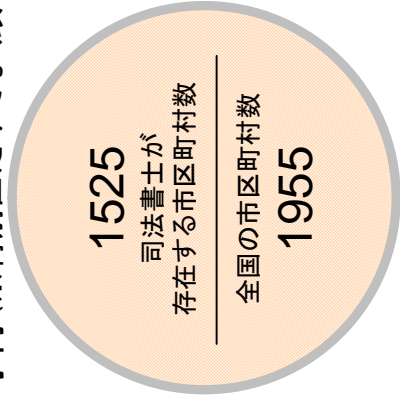


カバー率 **約97.0%**



カバー率 **約78.5%**

市区町村 (※特別区だけでなく政令市内の区も分けてカウント) 単位



カバー率 **約78.0%**

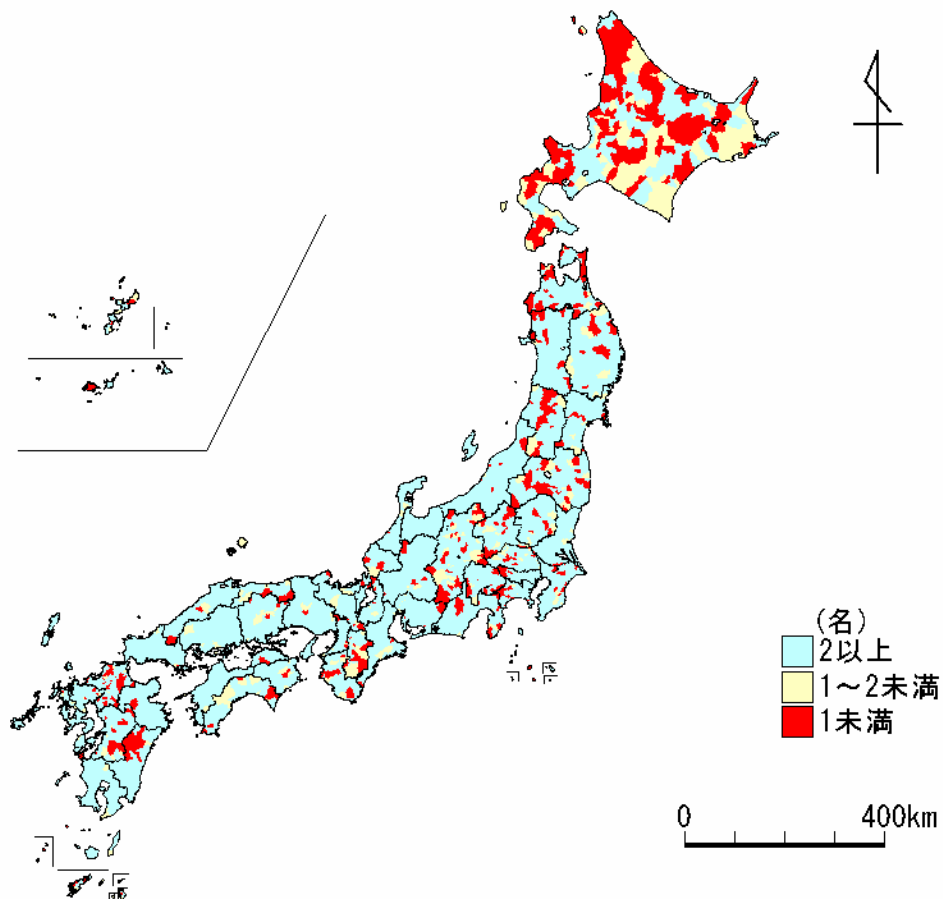


カバー率 **約64.7%**

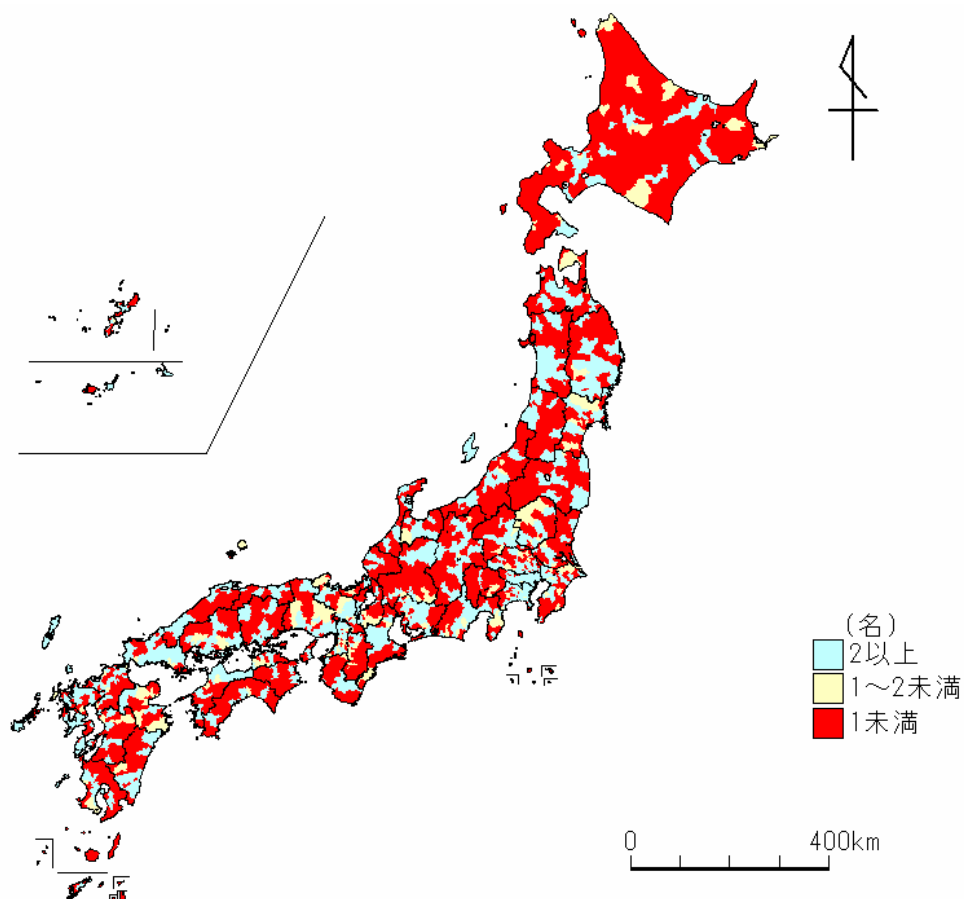


カバー率 **約33.2%**

司法書士の全国分布（平成 21 年 4 月 1 日現在）



弁護士の全国分布（平成 21 年 4 月 1 日現在）



司法書士試験出願者数および合格者数

	A出願者数	B合格者数	合格率B/A		
1980(昭和54)年	16,000強	375			
80(55)年	19,783	372	1.90%		
81(56)年	19,309	371	1.90%		
82(57)年	18,793	382	2.00%		
83(58)年	17,789	383	2.20%		
84(59)年	18,105	370	2.00%		
85(60)年	17,906	374	2.10%		
86(61)年	17,932	388	2.20%		
87(62)年	18,123	404	2.20%		
88(63)年	18,014	404	2.20%		
89(平成 元)年	18,234	406	2.20%		
90(2)年	18,533	408	2.20%		
91(3)年	18,599	408	2.20%		
92(4)年	18,339	403	2.20%		
93(5)年	18,044	405	2.20%		
94(6)年	18,226	440	2.40%	合格者:男	合格者:女
95(7)年	17,682	479	2.70%	356 (74.30%)	123 (25.70%)
96(8)年	19,090	504	2.60%	381 (75.60%)	123 (24.40%)
97(9)年	21,158	539	2.50%	410 (76.10%)	129 (23.90%)
98(10)年	21,475	567	2.60%	467 (82.40%)	100 (17.60%)
99(11)年	21,839	577	2.60%	418 (72.40%)	159 (27.60%)
2000(12)年	22,715	605	2.70%	472 (78.00%)	133 (22.00%)
01(13)年	23,190	623	2.70%	479 (77.00%)	144 (23.00%)
02(14)年	25,416	701	2.80%	481 (69.00%)	220 (31.00%)
03(15)年	28,454	790	2.80%	591 (75.00%)	199 (25.00%)
04(16)年	29,958	865	2.90%	663 (77.00%)	202 (23.00%)
05(17)年	31,061	883	2.80%	636 (72.00%)	247 (28.00%)
06(18)年	31,878	914	2.90%	647 (70.80%)	267 (29.20%)
07(19)年	32,469	919	2.90%	654 (71.20%)	265 (28.80%)
08(20)年	33,007	931	2.80%	691 (74.20%)	240 (25.80%)
09(21)年	32,558	921	2.80%	714 (77.50%)	207 (22.50%)

司法書士特別研修 修了認定者数（受講地別）

受講地	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回						
札幌	64	114	69	47	48	28	29	29	36						
函館	19	1	0												
旭川	50	1	1												
釧路	43	3	0												
宮城	62	84	13												
福島	58	61	8												
山形	57	22	6												
岩手	58	18	1												
秋田	59	19	2												
青森	63	2	1												
東京	283	401	477	406	498	506	462	463	495						
神奈川	125	145	165												
埼玉	121	142	171												
千葉	118	141	147												
茨城	57	71	12												
栃木	58	36	48												
群馬	63	95	27												
静岡	59	87	81												
山梨	57	3	38												
長野	108	93	13												
新潟	65	83	7												
愛知	127	204	171	117	129	115	91	88	88						
三重	60	91	11												
岐阜	58	86	39												
福井	55	6	4												
石川	56	47	7												
富山	57	8	3												
大阪	290	405	457												
京都	60	148	114												
兵庫	125	230	144												
奈良	54	25	12												
滋賀	60	23	8												
和歌山	56	33	0												
広島	121	118	28	60	59	62	66	69	53						
山口	58	50	3												
岡山	59	91	19												
鳥取	49	4	1												
島根	53	0	3												
香川	58	30	3												
徳島	52	11	1												
高知	48	13	4												
愛媛	57	61	7												
福岡	126	199	142							83	63	85	90	98	81
佐賀	52	4	0												
長崎	59	24	3												
大分	58	40	5												
熊本	58	88	64												
鹿児島	60	82	18												
宮崎	58	23	7												
沖縄	63	53	3												
計	3,794	3,819	2,568	1,024	1,080	1,072	1,040	1,034	1,005						
合計	16,436														

● 考查認定者数

簡裁訴訟代理 能力認定考查	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
認定者	2,989	3,413	2,342	966	969	1,148	935	895	
認定日	H15.7.28	H16.3.1	H16.9.1	H17.9.1	H18.9.1	H19.9.3	H20.9.1	H21.9.1	
認定率	78.9%	77.5%	68.1%	58.9%	61.9%	71.4%	64.7%	59.9%	
受験者	3,788	4,403	3,439	1,640	1,565	1,609	1,445	1,493	

代理権有会員数
12,416/19,767 (62.8%)
(2010/3/19現在)

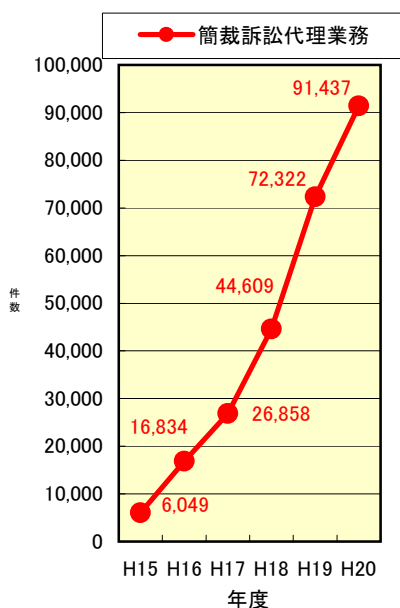
平成17年～平成21年分取扱事件数推移表

年 (総合計)	提出会員数	登 記					
		不動産の登記		財団の登記		抵当証券の交付	
			代理申請		代理申請		代理申請
17年	18,006	7,715,446	79,888	4,537	123	2,279	14
18年	18,495	7,642,161	64,516	5,065	53	1,652	18
19年	18,796	7,192,421	59,078	6,835	58	1,583	9
20年	19,381	6,960,175	27,835	3,599	24	1,468	34
21年	19,754	6,646,893	25,830	3,547	22	2,211	0

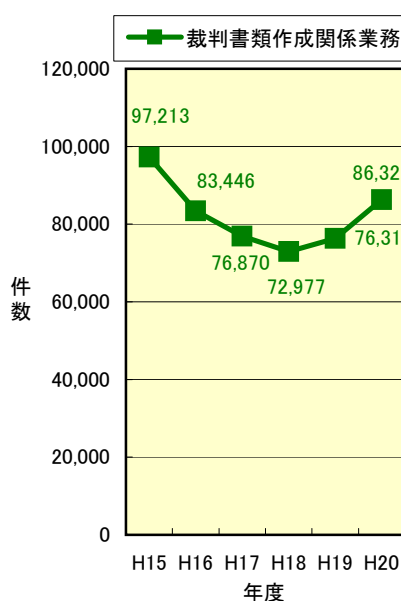
年 (総合計)	提出会員数	登 記				供 託	審査請求
		商業又は法人の登記		その他の登記			
			代理申請		代理申請		
17年	18,006	1,076,930	11,747	7,917	94	8,597	39
18年	18,495	1,207,017	7,622	7,251	54	8,458	43
19年	18,796	1,077,068	6,258	5,968	131	6,947	64
20年	19,381	915,538	5,298	9,959	189	11,183	89
21年	19,754	836,140	4,902	9,575	30	6,943	53

年 (総合計)	提出会員数	裁判書類作成 関係業務	簡裁訴訟 代理業務	裁判外 和解手続 等	国籍に関 する 書類の作 成	公共嘱託登記		その他の業務
							代理申請	
17年	18,006	76,870	26,858	112,189	319	70,183	711	34,611
18年	18,495	72,977	44,609	203,204	362	86,181	572	37,282
19年	18,796	76,312	72,322	413,945	390	77,307	883	32,590
20年	19,381	86,325	91,437	536,622	370	66,289	576	41,984
21年	19,754	91,329	139,903	574,561	353	56,422	404	34,827

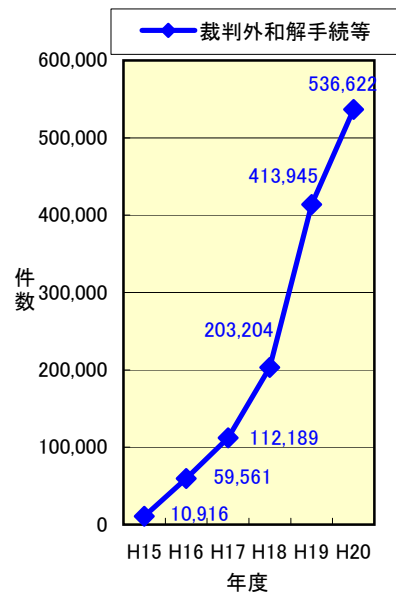
司法書士による簡裁訴訟代理等
関係業務取扱事件数の推移
(平成15-20年)



司法書士による裁判書類作成
関係業務取扱事件数の推移
(平成15-20年)

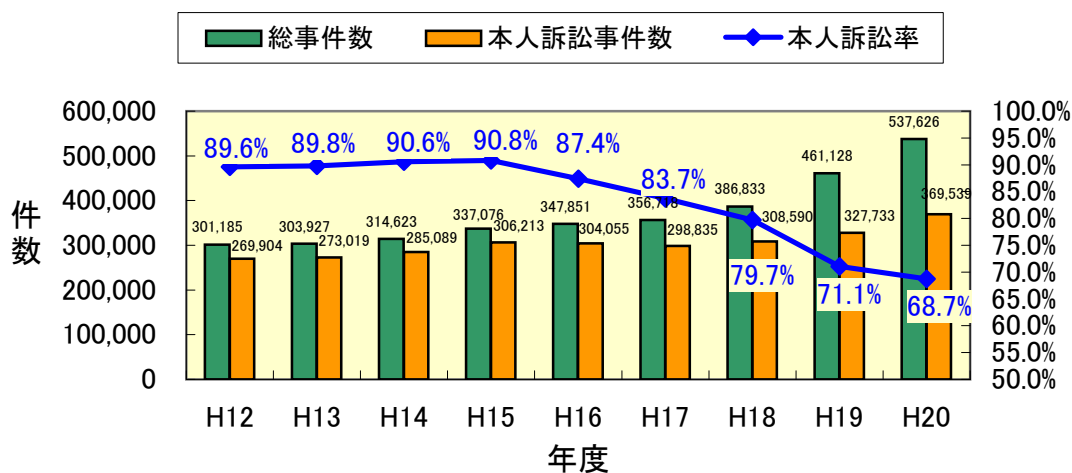


司法書士の裁判外和解手続等
取扱事件数の推移
(平成15-20年)



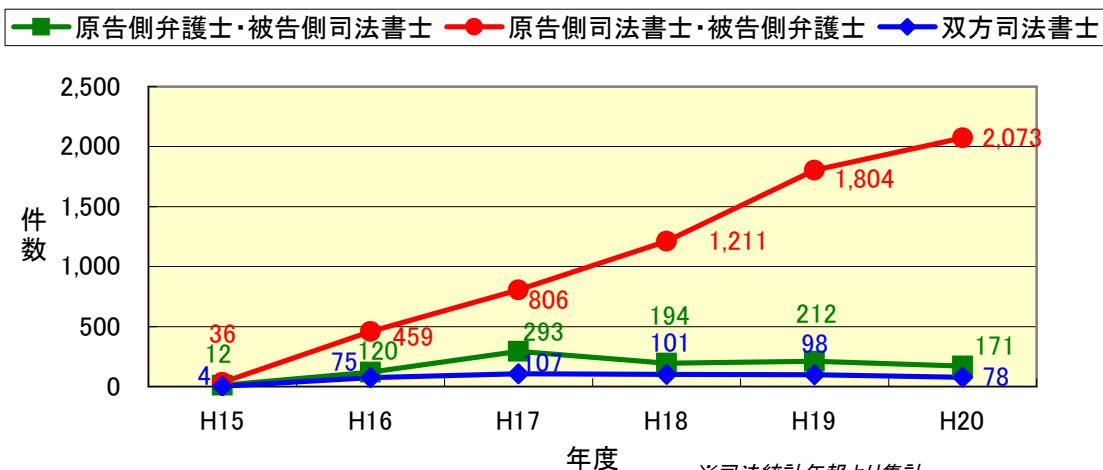
※日司連業務報告書より集計。

簡易裁判所における通常訴訟総事件数 本人訴訟事件数・本人訴訟率（平成12-20年）



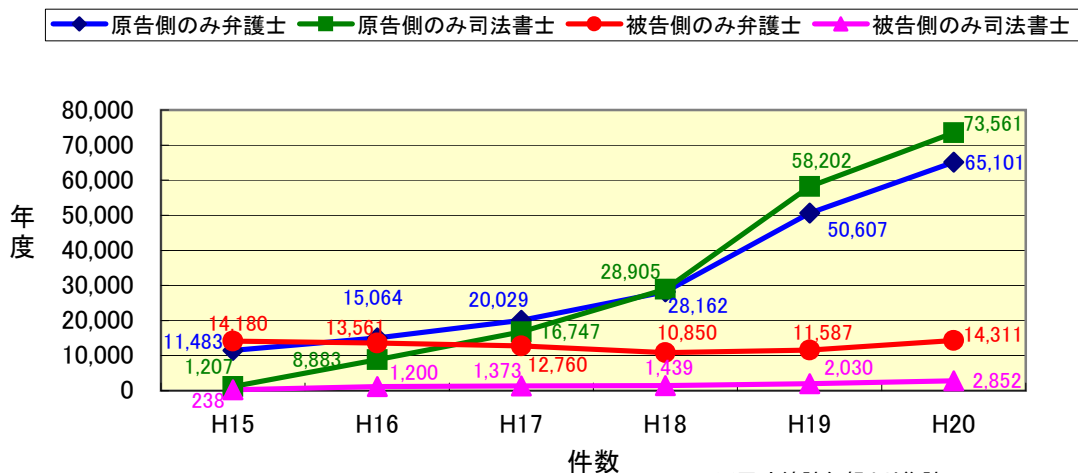
※司法統計年報より集計
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

簡易裁判所通常民事訴訟における 双方代理事件数の推移（平成15-20年）



※司法統計年報より集計
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

簡易裁判所通常民事訴訟事件における 一方代理事件数の推移（平成15-20年）

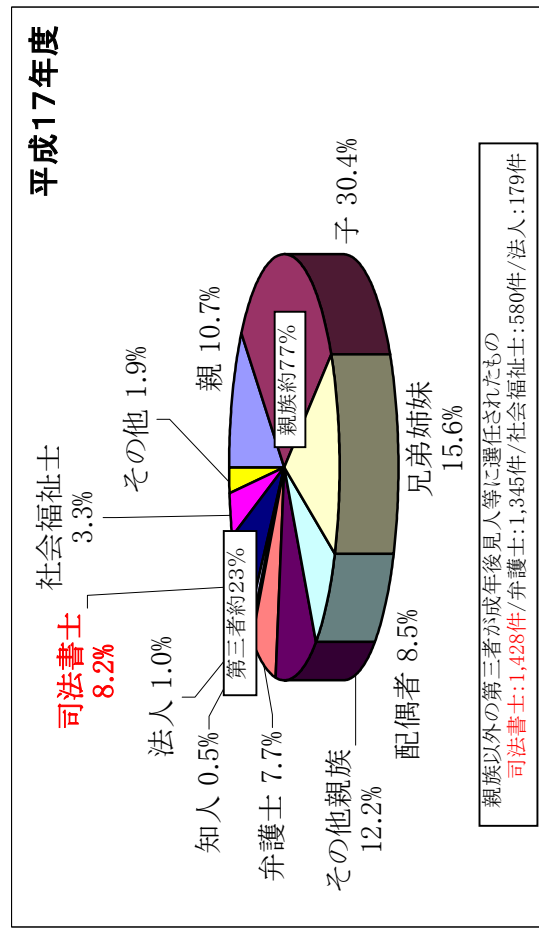
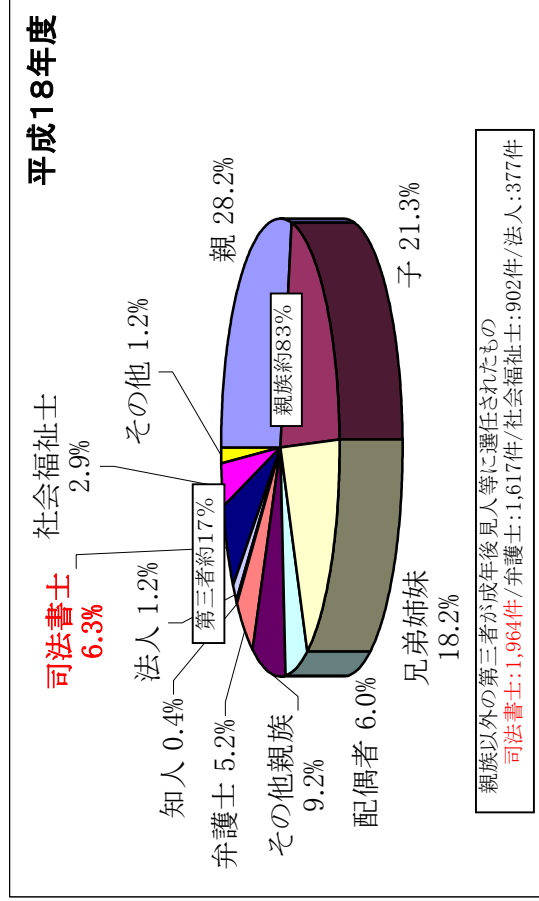
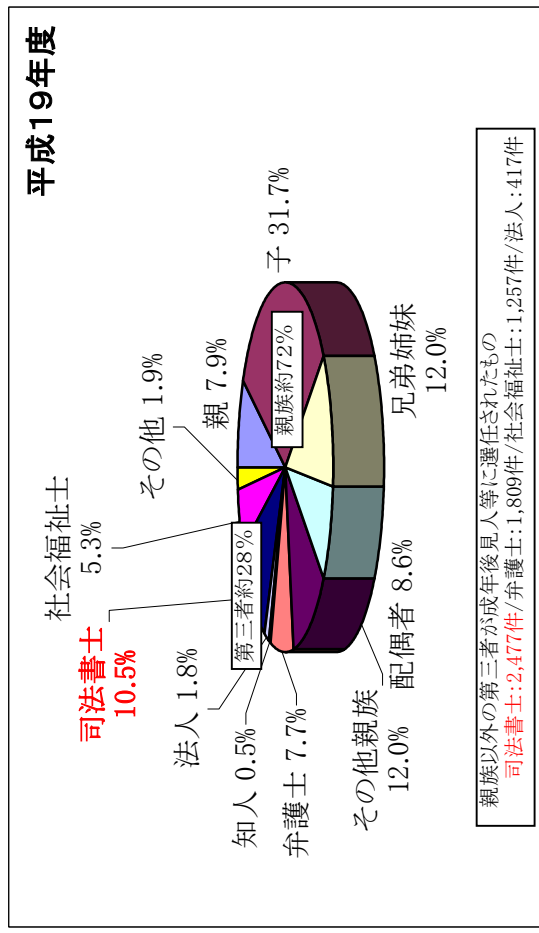
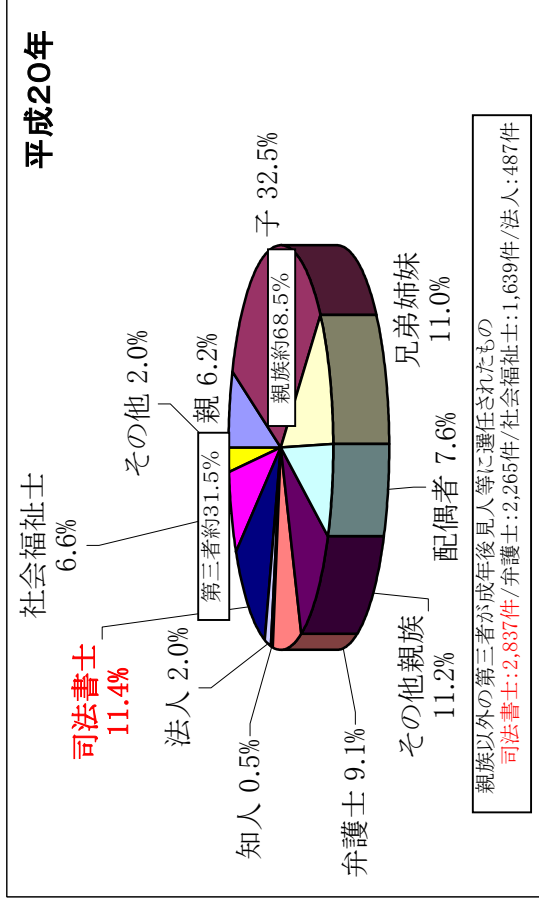


※司法統計年報より集計
※少額訴訟から通常移行したものを含む。

成年後見人等と本人との関係

最高裁公表資料『成年後見関係事件の概況』引用

(注) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で終局したものを対象。



司法書士研修制度の概要

1. 司法書士研修制度の概要

司法書士研修制度は、昭和 53 年司法書士法改正を契機として界内に高まった組織研修の必要性への認識を背景に、平成 8 年度定時総会において決定した「司法書士研修制度基本要綱」のもと、ブロック会における研修、各司法書士会における研修、平成元年度より開始した新入会員中央研修を体系化したものである。現在は、司法書士法 25 条、連合会会則 68 条・69 条、日司連会員研修規則、日司連会員研修実施要領、日司連新人研修規則、日司連新人研修実施要領等に基づき実施している。

研修は、すでに司法書士会に入会している会員の資質の向上を目的とする『会員研修』と、司法書士試験合格者を中心とする有資格者に対する『新人研修』、司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号乃至第 8 号の業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）の資格取得のための『特別研修』（法務大臣指定研修）から成り立っており、すべて日本司法書士会連合会が司法書士会会員の会費により自主的に実施している。

2. 研修の内容

(1) 会員研修

全国の司法書士会会員を対象に継続して研修受講を課すもので、1 年間に最低 12 単位（12 時間）を履修しなければならないとされている単位制研修、一定の年次ごとに倫理研修を主たる内容とする年次制研修等を実施している。また、研修方式を「研修会」「通信研修」の 2 類型から、集合形式による「研修会」、集合しない「視聴通信研修」「課題通信研修」の 3 類型に定義し、多様化する会員からの要望への対応を図っている。

(2) 新人研修

中央新人研修（集合研修：1 週間）、地域ブロック新人研修（集合研修：1 週間）、司法書士会研修（事務所配属研修：6 週間以上）の合計 2 ヶ月間の研修である。

① 中央新人研修は、職責と社会的使命を自覚するとともに、法律に関する理論

と実務を身につけることを目的として実施しており、学者、弁護士、司法書士等が講師を務めている。

② 地域ブロック新人研修は全国を 7 ブロックに分け、司法書士の実務を具体的に提示し、職責に耐えられるよう資質の向上を図ることを目的として、司法書士講師を中心に実施している。

③ 司法書士会研修は、司法書士事務所において日常の執務を経験することにより、司法書士の適正な執務姿勢と処理能力を習得することを目的として実施している。

(3) 特別研修

法務大臣が指定した研修の実施機関として、日本司法書士会連合会が行う研修である。基本講義、グループ研修、ゼミナール、裁判所での法廷傍聴や講義による実務研修・模擬裁判等 100 時間かけて実施される。司法書士法第 3 条第 1 項第 6 号乃至第 8 号の簡裁訴訟代理等関係業務を行うための資格を取得する法務大臣の認定考査を受けるためには必須の研修である。

3. 研修制度に関連する予算

日本司法書士会連合会が実施する研修事業費特別会計予算の合計は約 4 億 1 千万円であり（平成 21 年度）、全国司法書士会から徴収する会費で賄われている（ただし、特別研修特別会計を除く）。

また、地域ブロック会・全国司法書士会においても、それぞれ所属する司法書士会員から徴収する会費をもとに独自に研修事業を実施している。

4. 研修の運営

日本司法書士会連合会内に司法書士により組織された「司法書士中央研修所」（定員 40 名）を設置して、各研修を運営している。地域ブロック会・司法書士会が実施する研修は、それぞれの組織が運営主体となっている。

【新人研修】

司法書士となる資格を有する者で1年以内に登録・入会を予定する者
登録・入会后1年以内の本研修を終えていない者
司法書士会会長の推薦を受け連合会長が承認した者

中央研修	主催 会場 形態 研修期間	日司連 東西2会場(各500名) 合宿又は通学形式 1週間以上
ブロック研修	主催 会場 形態 研修期間	ブロック会(7箇所:中国・四国合同) 1会場 合宿又は通学形式 1週間以上(通常7日間、近畿のみ13日間)
司法書士会研修 (配属研修)	主催 会場 形態 研修期間	司法書士会 指導員となる司法書士の事務所 配属形式 6週間以上

【会員研修】

司法書士会員を対象としてその資質向上と専門性を高めることを目的とする

年次制研修	倫理研修(5年に1度受講すべき義務研修) 連合会・ブロック会又は司法書士会が集合形式により実施 集合形式にグループディスカッションを織り交ぜる
単位制研修	1年度に12単位以上取得(甲号で6単位以上) (甲号)連合会・ブロック会・司法書士会(支部含む)が主催する研修会 (乙号)甲号以外で司法書士会が単位付与の対象であると認定した研修会
制度研修	* 様々な法制度を中心とする
業務研修	* 憲法・民法・刑法 * 商法(会社法その他商法分野) * 不動産登記・商業(法人)登記 * 供託・民事訴訟・民事執行・民事保全 * その他業務に関連する各法

【特別研修】

法第3条第2項第1号に定める研修

(法第3条第1項第6号及び第7号に定める業務「簡裁訴訟代理等関係業務」を行うにあたり必要な能力を習得することを目的とする)

* 基本講義	12時間	(集合)
* グループ研修	36時間	
* ゼミナール	18時間	
* 実務研修	16時間	
* 模擬裁判(法廷傍聴)	14時間	
* 総合講義	4時間	(集合)

2009(平成21)年度 日本司法書士会連合会研修事業一覧

会員研修	テーマ	日 程	場 所	定員	受講者数
特別研修考査に向けた 会員研修		2009年 5月23日(土)～26日(火)	日司連ホール	120名	59
年次制研修(集合研修)	司法書士倫理	2009年 7月25日(土)	日司連ホール	120名	133
裁判実務セミナー	不動産登記請求訴訟	2009年	アスティホール (札幌市)	200名	106
消費者問題対応実務セミナー	消費者問題全般	2009年 10月24日(土)～25日(日)	チサンホテル&コンファレンス センター新潟(新潟市)	250名	177
拡大専門業務研修会	要件事実と事実認定	2009年 11月21日(土)～23日(月)	ホテルコスモスクエア 国際交流センター (大阪市)	150名	128
第24回中央研修会	司法書士の倫理について	2009年12月5日(土)	日司連ホール	150名	90
専門業務研修会	渉外業務	2010年 2月13日(土)～14日(日)	パシフィックホテル沖縄 (那覇市)	150名	77
専門分野修得研修プログラム	賃貸借トラブル	2010年1月9日(土)～10日(日)	日司連会館	130名	97
地域開催一般業務研修会	選択テーマ 「遺言執行と財産管理」 「司法書士法(倫理)」 「賃貸借関係事件」 「自死予防」 「民事信託と司法書士業務」 「一般社団法人」「事業承継」 「労働問題」「後見制度・死後事務」 「割賦法・特商法改正」「その他」	8ブロック会設定日時 第1回 2009年11/1～2010年1/23 第2回 2010年1/17～2010年3/14	8ブロック会設定会場	各回2千名 程度	2523
新人研修(中央)	テーマ	日 程	場 所	定員	受講者数
中央新人研修(東会場)		2010年 1月22日(金)～28日(木)	つくば国際会議場	500名	977
中央新人研修(西会場)		2010年 1月16日(土)～22日(金)	神戸ベイシェラトンホテル &タワーズ	500名	

* 第9回特別研修 2010(平成22)年1月30日(土)～3月7日(日)

日本司法書士会連合会開催
会員研修事業一覽

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
中央研修会	〔第17回〕 平成14年司法書士法改正 今求められる職責と倫理	〔第18回〕 新しい司法書士倫理	〔第19回〕 不動産登記法と司法書士の社会的役割	〔第20回〕 情報革新時代の不動産取引実務 附則6条指定後に広がる世界
専門実務研修会	〔第9回〕 ・会社法分野 「会社分割の手続と実務上の問題点について」 ・裁判事務分野 「司法書士の労働事件」 ・成年後見分野 「成年後見最前線と成年後見制度の問題点」 ・不動産分野 「オンライン真性と不動産登記法改正議論の行方」	〔第10回〕 ・不動産分野 「不動産登記に関する質疑応答の存在が影響してなされた登記申請却下処分の救済事例報告」 ・会社法分野 「資本減少及び法定準備金減少の手続と実務上の問題点について」 ・裁判事務分野 「はじめての法廷実務」 ・消費者法分野 「悪徳商法被害救済の実務」	〔特定分野研修会に移行〕	〔特定分野研修会に移行〕
法令一斉研修会	〔第1回〕改正商法(H13改正)	〔第2回〕改正商法(H13・14改正)	〔第3回〕不動産登記法と登記実務(H17.3.7施行)	〔第4回〕新会社法と商業登記(H18.5施行)
特定分野研修会	〔第1回〕 ・家族・相続分野 「離婚」 ・不動産分野 「不動産担保に関する諸問題(最新重要判例を踏まえて)」 ・企業法務分野 「不動産競売－実行と購入の実務」 「司法書士による企業法務関与の形態と可能性」 ・訴訟分野 「不動産訴訟」 ・消費者・倒産分野 「特定商取引法」	〔第2回〕 ・家族・相続分野 「遺言」 ・不動産分野 「不動産証券化の実務－不動産金融ビジネスの仕組み」 ・企業法務分野 「中小企業の会社法実務」 ・訴訟分野 「物損事故」 「交通事故－傷害事件を中心に」 ・消費者・倒産分野 「消費者契約トラブルの実践的取り組み」 ・成年後見分野 「成年後見～申立から実務まで」 「審判前の保全処分」	〔第3回〕 ・不動産分野 「担保・執行・保全法の理論と実務－改正法を中心に」 ・企業法務分野 「中小企業の契約法務－契約書の作成・チェックの実務」 ・訴訟分野 「売掛債権をめぐる法律上の諸問題 －保全・回収から担保提供まで」 ・消費者・倒産分野 「消費者相談におけるクーリング・オフの活用」 「悪質商法被害救済の実務」 〔第4回〕 ・不動産分野 「借地借家法」 ・企業法務分野 「中小企業の会社法実務Vol. 2 ～H16・17商法改正と株主総会実務」 ・訴訟分野 「損害賠償請求と刑事手続 ～身近に起こりうる犯罪被害者の支援実務」 ・家族・相続分野 「遺産分割」 ・成年後見分野 「任意後見等について」 「法人後見の現状とこれから」	〔第5回〕 ・不動産分野 「筆界特定」 ・企業法務分野 「会社法」 ・訴訟分野 「改正不動産債権譲渡特例法と新しい譲渡担保の実務」 ・消費者・倒産分野 「改正破産法によせて債務整理の要諦」
年次制研修会	—	—	—	〔第1回〕職業倫理

日本司法書士会連合会開催

会員研修事業一覧

	平成18年	平成19年	平成20年
中央研修会	〔第21回〕 企業法務に取り組み契機として	〔第22回〕 裁判業務の拡充発展と現場からの提言	〔第23回〕 法人制度改革について(H20.12.1施行)
法令一斉研修会		〔専門業務研修会に移行〕	〔専門業務研修会に移行〕
特定分野研修会	〔専門業務研修会に移行〕	〔専門業務研修会に移行〕	〔専門業務研修会に移行〕
年次研修会	〔第2回〕職業倫理	〔第3回〕職業倫理	〔第4回〕職業倫理
専門業務研修会	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記分野 「オンライン指定庁での登記実務」 会社法・商業登記分野 「会社法施行後の登記実務の問題点」 成年後見分野 「職業後見人になろう～入門から実践まで」 	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理業務分野 「遺言と遺言執行の実務」 企業法務分野 「司法書士が取り組む株主総会実務」 家族法分野 「離婚時年金分割」 不動産分野 「新時代の不動産取引への対応 ～不動産権利情報登録制度及び不動産取引保証制度(仮称)の導入に向けて」 「不動産登記オンライン申請(特例方式)の促進」 	<ul style="list-style-type: none"> 企業法務分野 「事業継承の実務」 財産管理業務分野 「相続財産管理人の実務」 不動産分野 「不動産取引における司法書士職務のあり方」 「不動産登記のための税務」 家族法分野 「離婚」
地域開催一般業務研修会	新会社法と登記	実践 不動産登記オンライン申請の利用促進	オンライン利用拡大行動計画と登記オンライン申請の利用促進
裁判実務セミナー	交通事故物損	個別労働事件	建物賃貸借紛争
消費者問題対応実務セミナー	第1回	第2回	第3回
専門分野修得研修プログラム	債務整理分野	交通事故物損分野	個別労働紛争分野

第9回司法書士特別研修募集要項 < 抜粋 >

【資料】

	位置付け及び研修内容	研修方式	実施日程・時間	研修会場	講師
基本講義	訴訟代理人としての自覚を醸成する課目、その後の研修の前提として必須な課目を習得することを目的とする。具体的には、憲法、訴訟代理人としての倫理・専門家責任、簡易裁判所における民事事件に特有な事項、事実認定、立証等に関する講義を行う。	ビデオ視聴	1 2 時間	各会場	大学教授・弁護士・裁判官または裁判所書記官研修所教官
グループ研修	与えられた事例課題及び提出起案の作成について、ゼミナール、模擬裁判及び総合講義の効果的受講のために必要な予習を行うことを目的とする。具体的には、訴状、答弁書、準備書面及び証拠申出書等の作成や事例に関する討議等を行う。	10名から15名程度までのグループを構成し、チューターを中心とした自主的な研修	グループ研修Ⅰ (20 時間) グループ研修Ⅱ (16 時間)	各会場	
ゼミナール	簡易裁判所における訴訟代理人として活動するために必要な実践的知識及び能力を習得することを目的とする。具体的には、要件事実に関する講義を踏まえて、不動産訴訟及び金銭訴訟に関する事例研修等を行う。	30名程度でのゼミナール方式	1 8 時間 (6 時間×3 日)	各会場	弁護士
実務研修	簡易裁判所に係属している現実の事件に関する研修を通して、これまでの研修日程において得た知識または能力を、さらに実践的なものとするを目的とする。具体的には、法廷傍聴、簡易裁判所における基本事務や簡易裁判所特有の法廷活動等に関する講義等を行う。	法廷傍聴・講師による説明及び質疑応答	1 6 時間	地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所／講義については簡易裁判所近隣会場の場合あり	裁判官または裁判所書記官
模擬裁判	実際に訴訟代理人や裁判官等の役割を体験することで、訴訟代理人としての実践的な知識と能力を習得することを目的とする。具体的には、金銭訴訟及び不動産訴訟に関する模擬裁判等を行う。	受講者を配役した模擬裁判	1 4 時間 (7 時間×2 日)	各会場	弁護士
総合講義	実務を遂行する上で役立つ重要事項の習得を目的とする。具体的には、訴訟代理人としての倫理、訴訟代理人として事件受任から終結に至るまでの全般にわたって必要な意識や自覚等に関する講義を行う。	講師からの質問に受講者が応答する方式	最終日に 4 時間	各会場	弁護士

司法書士法〈抜粋〉

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。
- 三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- 四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。
- 五 前各号の事務について相談に応ずること。
- 六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。
- イ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴え

の提起前における証拠保全手続を除く。)であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の規定による手続であつて、調停を求め事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争(簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。)であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 筆界特定の手続であつて対象土地(不動産登記法第二百二十三条第3号に規定する対象土地をいう。)の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。